

# 令和元年第2回常滑市議会定例会 提出議案について

今回の市議会定例会に提出する議案は

報 告	6 件
補 正 予 算 案	3 件
条 例 の 制 定 案	1 件
条 例 の 一 部 改 正 案	12 件
単 行 議 案	1 件
認 定 案	10 件

の計33件です。各議案について、その概要を説明いたします。

## 報告第8号 平成30年度決算に係る常滑市の健全化判断比率について

平成30年度の決算に係る常滑市の健全化判断比率について報告するものであり、各比率は次のとおりであります。

	平成30年度 (%)	早期健全化基準 (%)	財政再生基準 (%)
実質赤字比率	—	12.90	20.00
連結実質赤字比率	—	17.90	30.00
実質公債費比率	12.4	25.0	35.0
将来負担比率	121.7	350.0	

(表中の「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを表す。)

## 報告第9号 平成30年度決算に係る法非適用企業に係る特別会計の資金不足比率について

平成30年度の決算に係る常滑市の農業集落家庭排水処理施設特別会計、下水道事業特別会計の資金不足比率について報告するものであり、各比率は次のとおりであります。

	平成30年度 (%)	経営健全化基準 (%)
農業集落家庭排水処理施設特別会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0

(表中の「—」は、資金不足がないことを表す。)

報告第10号 平成30年度決算に係る常滑市水道事業会計の資金不足比率について

平成30年度の決算に係る水道事業会計の資金不足比率について報告するものであり、比率は次のとおりであります。

	平成30年度 (%)	経営健全化基準 (%)
水道事業会計	—	20.0

(表中の「—」は、資金不足がないことを表す。)

報告第11号 平成30年度決算に係る常滑市モーターボート競走事業会計の資金不足比率について

平成30年度の決算に係るモーターボート競走事業会計の資金不足比率について報告するものであり、比率は次のとおりであります。

	平成30年度 (%)	経営健全化基準 (%)
モーターボート競走事業会計	—	0.0

(表中の「—」は、資金不足がないことを表す。)

報告第12号 平成30年度決算に係る常滑市病院事業会計の資金不足比率について

平成30年度の決算に係る病院事業会計の資金不足比率について報告するものであり、比率は次のとおりであります。

	平成30年度 (%)	経営健全化基準 (%)
病院事業会計	—	20.0

(表中の「—」は、資金不足がないことを表す。)

報告第13号 専決処分の報告について

市道に埋設された配水管の漏水による住宅床下浸水事故に対する損害賠償の額及びそれに伴う和解について、専決処分をしたので報告するものであります。

議案第12号から議案第14号は、

令和元年度における常滑市の一般会計、モーターボート競走事業会計、病院事業会計の補正予算で、補正額は次のとおりであります。

(単位：千円)

	補正前の額	補正額	補正後の額
一 般 会 計	25,539,128	260,314	25,799,442

(単位：千円)

		補正前の額	補正額	補正後の額
モーターボート 競走事業会計	収益的収入	41,509,879	12,932,980	55,442,859
	収益的支出	41,242,255	12,304,518	53,546,773
病院事業会計	資本的収入	432,087	39,821	471,908
	資本的支出	821,887	39,853	861,740

議案第15号 常滑市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が創設されることから、会計年度任用職員制度の導入に当たり必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第16号 常滑市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

住民基本台帳法施行令の一部改正に準じて、本市に登録することができる印鑑及び印鑑登録証明について、所要の改正をするものであります。

議案第17号 職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部改正について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第18号 常滑市立幼稚園保育料等条例の一部改正について

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第19号 常滑市保育の必要性の認定に関する条例の一部改正について

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第20号 常滑市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第21号 常滑市立青海こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第22号 常滑市こども医療費支給条例の一部改正について

令和2年4月1日から中学生の通院医療費を自己負担無料とするため、所要の改正をするものであります。

議案第23号 常滑市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第24号 常滑市が設置する専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正について

水道法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第25号 常滑市水道事業給水条例の一部改正について

水道法の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第26号 常滑市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正について

水道法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第27号 常滑市消防団条例の一部改正について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第28号 友好都市の提携について

中華人民共和国江蘇省宜興市との間で平成30年4月に締結した友好都市提携に向けた覚書に基づき、経済・産業・観光などの交流により、これまでの友好関係をさらに推進するため、友好都市提携を行うものであります。

認定案第1号から第10号は、

平成30年度における常滑市の一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計、農業集落家庭排水処理施設特別会計、下水道事業特別会計及び常滑駅周辺土地区画整理事業特別会計の決算認定、水道事業会計及びモーターボート競走事業会計の決算の認定及び剰余金の処分並びに病院事業会計の決算認定で、それぞれの会計の決算は次のとおりであります。

(単位：円)

	歳入決算額	歳出決算額	差引残額
一般会計	23,982,152,733	23,026,929,462	955,223,271
国民健康保険事業特別会計	5,319,544,866	5,195,716,704	123,838,162
後期高齢者医療特別会計	713,645,457	711,794,257	1,851,200
介護保険事業特別会計	4,507,176,747	4,360,879,304	146,297,443
農業集落家庭排水処理施設特別会計	204,373,879	175,655,803	28,718,076
下水道事業特別会計	2,857,829,649	2,797,919,436	59,910,213
常滑駅周辺土地区画整理事業特別会計	204,477,456	183,430,932	21,046,524

(単位：千円)

	区分	収入	支出
水道事業会計	収益的収支	1,637,277,912	1,381,196,065
	資本的収支	142,900,600	419,159,837

	区分	収入	支出
モーターボート競走 事業会計	収益的収支	39,722,879,327	38,142,478,077
	資本的収支	318,888,000	346,718,589
病院事業会計	収益的収支	6,415,570,679	6,893,101,715
	資本的収支	411,996,121	750,786,907